硫化マグネシウム肥料	MAGNESIUM SULPHATE FERTILIZERS	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　目及び皮膚との接触を避けること。 七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中、積載場所を通風しないこと。 十　積載場所のハッチは風雨密であること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十二　陸揚げ後、積載場所及びビルジウェルを十分に清掃し、洗い流すこと。
マンガン鉱	MANGANESE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
大理石片	MARBLE CHIPS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸一アンモニウム	MONOAMMONIUM PHOSPHATE (M.A.P.)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。
		五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中、積載場所を通風しないこと。 十　航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的に確認すること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ピーナツ（殻付きのもの）	PEANUTS (in shell)	一　熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で３m以上離すこと。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七　航海中、積載場所を通風しないこと。
礫（海中採取したもの）	PEBBLES (sea)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物を落下させる場合は、落下により船体が損傷しない高さからとすること。
ペレット（精鉱）	PELLETS (concentrates)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
パーライト	PERLITE ROCK	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。